

法律問題

— 働いていく上で役立つ知識「労働法」 —

みなさんが会社に就職しようとする場合、労働者（働く人）と使用者（会社）との間で「働きます」「雇います」という約束（労働契約）が結ばれます。どのような条件で働くのかという契約もまた、原則として労働者と使用者との約束で決めます。

しかし、この契約を全くの自由に結んでよいとなると、どうなるでしょう。賃金や日数など、労働条件をめぐる労働者が使用者と交渉しようとしても「ほかにも働きたい人はいるから、イヤなら働かなくてよい」と言われてしまい、結局は使用者の一方的な条件に従わざるをえなくなります。

このようなことにならないように、労働者を守るため、法律上さまざまな決まりごと（労働法）が設けられています（なお、労働者のなかには、正社員はもちろん、パートやアルバイトも含まれます）。

次号より、働いていく上で大切な法律上の決まりごとをいくつか紹介していきます。

法テラス高森法律事務所



阿蘇世界文化遺産リレーコラム ～守っていききたいわがまちの景観と人々～

コラム第 14 回

「高森町商店街」

担当：高森町



高森町商店街は阿蘇カルデラの南外輪山の最東部（南郷谷）に位置し、日向や矢部に向かう交通上の拠点として形成されました。

高森町の中心部には、創業 250 年の造り酒屋や創業 140 年を超える味噌・醤油醸造所等の土蔵白壁造りの建物が点在し、現在も営業を続けています。また、大正から昭和初期にかけて南郷谷の拠点として賑わっていた頃の旅館や飲食店、書店、呉服店等の風情ある町並みが今も残っています。

高森町高森地区は「後世に残すべき伝統的・歴史的町並み」として、本年 3 月、熊本県が実施した【くまもと歴町 50 選】に選定されました。

◆次回のコラムは、南阿蘇村が担当します。

「世界遺産ごぼれ話」Vol.5 —熊本県は歴史・文化の宝庫です！—

去る 9 月 17 日に、万田坑（荒尾市）・三角西港（宇城市）を含む「明治日本の産業革命遺産」が本年度の世界文化遺産候補として、ユネスコに推薦されることが決定しました！

来年夏に、海外の専門機関による現地調査を経て、順調にいけば再来年の夏頃、世界文化遺産として登録されます。

また惜しくも推薦には至らなかった、天草の崎津集落を含む「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」についても、来年度の推薦決定を目指しています。

熊本県ホームページでは「阿蘇」に加え、これら 2 つの世界遺産候補について紹介しています。是非ご覧ください。